

手 続 名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	備 考
衆議院・参議院比例代表選挙における立候補の届出等	公職選挙法第86条の2、第86条の3		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者の選定手続等に関する届出	公職選挙法第86条の5第1項、第4項		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党等の解散等の届出	公職選挙法第86条の5第7項前段		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院・参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称保護に係る届出等	公職選挙法第86条の6、第86条の7		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。添付書類の電子化が必要。）
衆議院・参議院比例代表選挙の選挙における除名・離党等の届出等	公職選挙法第98条第2項、第3項、第4項、第99条の2第4項		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院・参議院比例代表選挙の当選人が兼職禁止の職を辞した旨等の届出	公職選挙法第103条第2項、第4項、第104条		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
参議院比例代表選出議員選挙又は衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の申請	公職選挙法第168条		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
在外選挙人証の記載事項変更に係る届出	公職選挙法施行令第23条の7第2項、第3項<公職選挙法>		3 オンライン化困難（電磁的記録に代えることが困難な現物が必要なため、また、海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
在外選挙人証の再交付の申請	公職選挙法施行令第23条の8第1項、第2項<公職選挙法>		3 オンライン化困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。）
在外投票の投票用紙及び投票用封筒の交付申請	公職選挙法施行令第65条の3第1項～第4項<公職選挙法>		3 オンライン化困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。）
衆議院・参議院比例代表選出議員選挙における通称認定に関する申請	公職選挙法施行令第88条の3、第88条の5<公職選挙法>		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における候補者の届出が取り下げられたものとみなされた場合等の届出	公職選挙法施行令第91条<公職選挙法>		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
参議院比例代表選出議員選挙・衆議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の返還順位の届出	公職選挙法施行規則第17条の3、第17条の3の2<公職選挙法>		2 オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
参議院比例代表選出議員選挙に係る標札・表示板・標旗又は腕章の再交付申請	参議院比例代表選出議員選挙執行規程第2条、第2条の3、第2条の9		2 オンライン化困難（申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要し、また、対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院比例代表選出議員選挙に係る標札・表示板及び証票の再交付申請	衆議院比例代表選出議員選挙執行規程第2条、第4条、第5条の3		2 オンライン化困難（申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要し、また、対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
ITU-T勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関に関する認定証の記載事項の変更に伴う認定証の提出	ITU-T勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定に関する規程第8条第2項		1 オンライン化困難（現行手続においては、電磁的記録に代えることが困難な現物（認定証）の提示を要するため）
所 管 手 続 数 合 計	16		

注。「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行方が、平成15年度までに困難な場合